

兵庫県公報

平成29年2月28日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第4号）

- 1 普通県営住宅の借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通高層耐火住宅 14団地 125戸
普通中層耐火住宅 3団地 10戸
- 2 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	アメニティコート西明石住宅	明石市和坂	90戸

- 3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 6団地 7戸
普通中層耐火住宅 3団地 3戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第4号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款34の項中

「

2	0.9794	70,200
---	--------	--------

」

を

「

1	0.9794	70,200
---	--------	--------

」

に改め、同款40の項中

「

3	1.0128	72,600
---	--------	--------

」

を

「

2	1.0128	72,600
---	--------	--------

」

に改め、同款89の項中

「

1	0.9643	68,700
1	0.9643	69,200

」

を

「

1	0.9643	68,700
---	--------	--------

」

に改め、同款92の項中

「

1	0.5048	48,400
1	1.0128	71,800

」

を

「

1	0.5048	48,400
---	--------	--------

」

に改め、同款114の項から119の項までを次のように改める。

114 から 119 まで	削除
------------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款121の項及び122の項を次のように改める。

121 及 び 122	削除
----------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款124の項及び125の項を次のように改める。

124	削除								
125	17	3	8	シェルハ西宮住宅	西宮市今津水波町	6階建	1	1.1315	118,800

別表第1の2の部普通高層住宅の款127の項及び128の項を次のように改める。

127 及 び 128	削除
----------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款133の項を次のように改める。

133	削除
-----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款136の項を次のように改める。

136	削除
-----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款139の項及び140の項を次のように改める。

139 及 び 140	削除
----------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款142の項を次のように改める。

142	削除
-----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

160	29	3	7	アメニティコ ート西明石住 宅	明石市和坂	8階建	24	0.9475	80,600
							26	0.9475	80,700
							1	0.9612	80,700
							21	1.0435	86,600
							18	1.0435	86,700

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款40の項中

「

1	0.9370	70,500
1	0.9414	66,600

」

を

「

1	0.9370	70,500
---	--------	--------

」

に改め、同款46の項及び47の項を次のように改める。

46 及 び 47	削除
--------------------	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款63の項中

「

1	0.9370	70,500
1	0.9414	66,600

」

を

「

1	0.9370	70,500
---	--------	--------

」

に改め、同款86の項から90の項までを次のように改める。

86 から 90 まで	削除
----------------------	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款93の項から95の項までを次のように改める。

93 から 95 まで	削除
----------------------	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款100の項から102の項までを次のように改める。

100 から 102 まで	削除
------------------------	----

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える改正規定中「同款に」を「同款160の項を同款164の項とし、同款159の項の次に」に改める。

第3条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年兵庫県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款8の項中

「

2	0.9794	70,200
---	--------	--------

」

を

「

1	0.9794	70,200
---	--------	--------

」

に改め、同款14の項中

「

3	1.0128	72,600
---	--------	--------

」

を

「

2	1.0128	72,600
---	--------	--------

に改め、同款62の項中

1	0.9643	68,700
1	0.9643	69,200

を

1	0.9643	68,700
---	--------	--------

に改め、同款65の項中

1	0.5048	48,400
1	1.0128	71,800

を

1	0.5048	48,400
---	--------	--------

に改め、同款87の項から92の項までを次のように改める。

87 から 92 まで	削除
----------------------	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高層耐火住宅の款94の項及び95の項を次のように改める。

94 及 び 95	削除
--------------------	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高層耐火住宅の款97の項及び98の項を次のように改める。

97	削除								
98	17	3	8	シェルハ西宮住宅	西宮市今津水波町	6階建	1	1.1303	117,700

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高層耐火住宅の款100の項を次のように改める。

100	削除
-----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高

層耐火住宅の款105の項を次のように改める。

105	削除
-----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高層耐火住宅の款108の項を次のように改める。

108	削除
-----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高層耐火住宅の款111の項及び112の項を次のように改める。

111 及 び 112	削除
----------------------	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高層耐火住宅の款114の項を次のように改める。

114	削除
-----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

136	29	3	7	アメニティコ ート西明石住 宅	明石市和坂	8階建	24	0.9475	79,400
							26	0.9475	79,500
							1	0.9572	79,500
							21	1.0435	85,200
							18	1.0435	85,300

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表2の部普通中層耐火住宅の款15の項中

「

1	0.9370	70,500
1	0.9414	66,600

」

を

「

1	0.9370	70,500
---	--------	--------

」

に改め、同款21の項を次のように改める。

21	削除
----	----

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表2の部普通中層耐火住宅の款37の項中

「

1	0.9370	70,500
---	--------	--------

」

1	0.9414	66,600
---	--------	--------

を

「

1	0.9370	70,500
---	--------	--------

に改め、同款56の項を次のように改める。

56	削除
----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通中層耐火住宅の款59の項を次のように改める。

59	削除
----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表2の部普通中層耐火住宅の款63の項を次のように改める。

63	削除
----	----

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。